

令和6年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き



申告は、令和6年1月31日(水)までをお願いします。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、**天草市課税課・牛深支所市民生活課・各支所のまちづくり推進課**です。
- ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。(申告期限が土曜日又は休日にあたる時は、休日等の翌日とその期限となります。)
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合には、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ **前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、必ず提出してください。**
- ☆ 申告書を郵送で提出される場合は、宛先として使用していただけるラベルを裏表紙に印字してありますので、切り取ってご利用ください。

天草市

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。
償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産について申告していただくことになります(地方税法第383条<固定資産の申告>)。
つきましては、この手引きをご参照いただき、申告書等を作成のうえ、天草市課税課、牛深支所市民生活課、または各支所のまちづくり推進課にご提出ください。

《 目 次 》

1. 償却資産とは	1	~	2
2. 償却資産の確認について	3		
3. 償却資産の申告について	4	~	5
4. 税額等の算出方法について	6	~	7
5. 申告書等の記載方法について	8	~	9
6. 申告対象となる主な償却資産(業種別)	10		
7. 申告内容の確認調査について	10		
8. 過年度への遡及等について	10		
9. 個人番号・法人番号の記載について	11		
10. 法人税・所得税との比較について	12		
11. 耐用年数表について	13		
12. 課税標準の特例について	14	~	15
13. 申告書の提出先について	16		
14. 【記入例】償却資産申告に伴う確認リスト	17		

(この手引きは令和5年9月末現在において作成しております。)

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産は土地・家屋と同じく、固定資産税の課税対象になります。

償却資産とは、事業(農業、漁業、その他営業など)の用に供することができる有形資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、その減価償却費または減価償却額が、必要な経費または損金に算入されるものをいいます(地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>)。

申告にあたっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16(2)などを、個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿などをもとに、現に所有しているものについて記入してください。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類	具体的な資産の例示
1 構築物	煙突、岸壁、ドック、橋、軌条、坑道、駐車場・道路の舗装路面、駐車場設備、屋外広告等 広告用看板、ネオンサイン、簡易間仕切り、日よけ設備、事業用家屋に付属する門・フェンス・庭園・塀・外溝、緑化設備、ビニールハウス、ガスタンク、石油タンク、ボイラー設備、機械上に建設した建造物、受変電設備、自家発電設備、中央監視制御装置など
2 機械及び装置	一般機械、食品や金属などの製造加工設備、工作機械、作業用機械、電動機、乾燥機、揚水ポンプ、コインランドリー設備、ブルドーザー、パワーショベル、自走式作業機械、印刷業用加工機械、太陽光発電システムなど
3 船舶	漁船(木船、FRP船、鋼船、軽合金船)、カーフェリー、クレーン船、しゅんせつ船、船舶に搭載する機器(魚群探知機、GPS、プロッター、巻き上げ機、船外機)など (主たるけい留港が天草市内にあるもの。)
4 航空機	飛行機、ヘリコプターなど (主たる定置場所が天草市内にあるもの。)
5 車両及び運搬具	フォークリフト(小型特殊自動車に該当するものを除く)、モノレール(斜降索道)、ショベルローダーなど大型特殊自動車など
6 工具、器具及び備品	応接セット、コピー機、パソコン、レントゲン、歯科診療用ユニット、治具、自動販売機、コイン洗車機、陳列ケース、芝刈り機、社旗、POSシステム、パチンコ台、防犯監視用カメラ、カメラ、焼付け機、理容・美容機器、冷蔵庫、製氷器、エアコン、店頭用立看板、ポータブル発電機など

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらの家屋と償却資産に区分して評価しています。

◀ 家屋と設備等の所有者が同じ場合 ▶

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、2ページ<償却資産と家屋の区分表>をご覧ください。課税課までお問い合わせ下さい。

◀ 家屋と設備等の所有者が異なる場合 ▶

賃貸人(テナント)等^(※)が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等の方が償却資産としてご申告下さい。

(※)「賃貸人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

《家屋と償却資産の区分 早見表》

※この表は、主な設備の例示です。

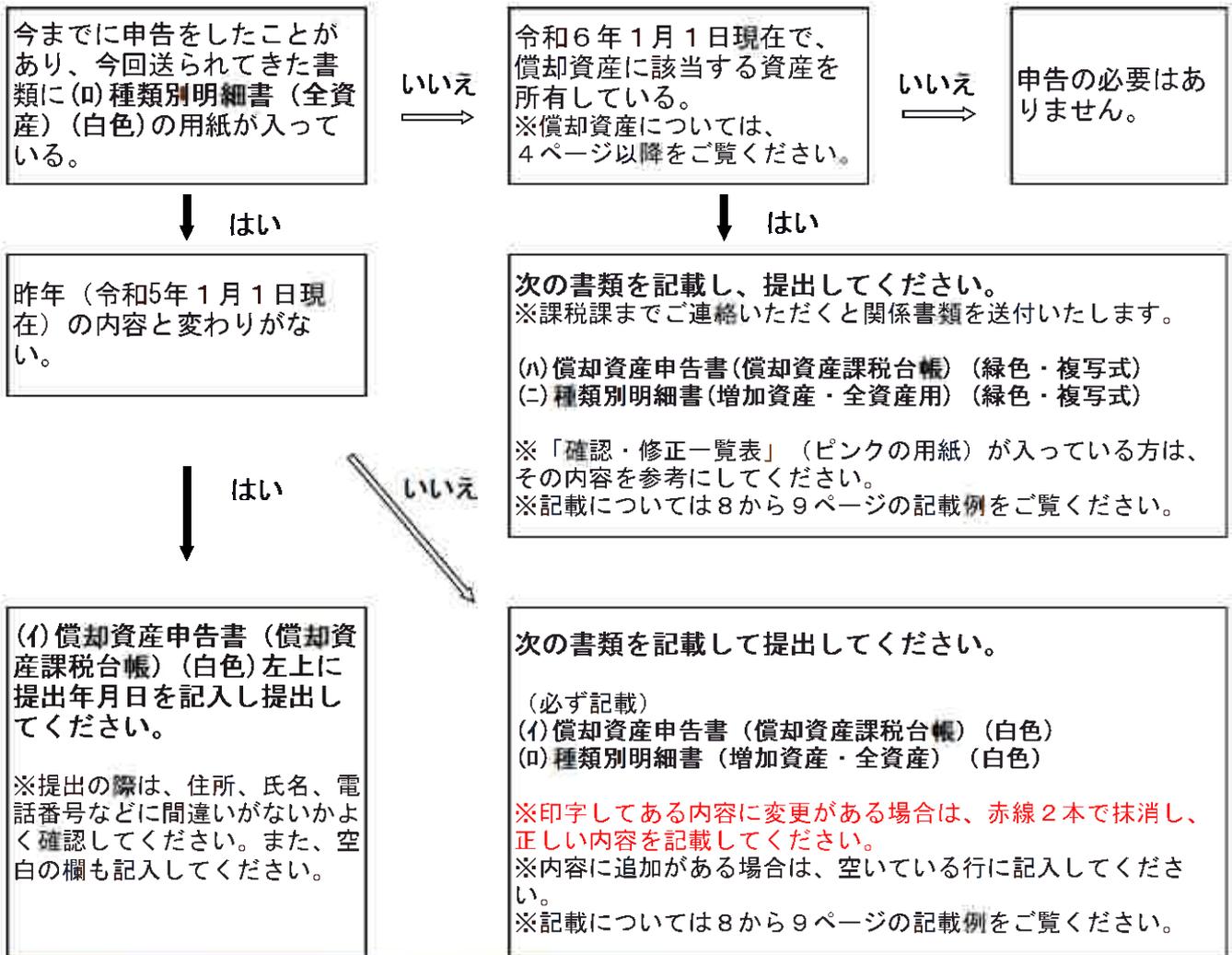
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事			◎	◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
盗難非常通報装置	設備一式		○			◎	
自動車管制装置	屋外設備一式			◎		◎	
	屋内設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスポンプ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○			◎	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
上記以外の設備		○			◎		
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)			◎	◎	

2. 償却資産の確認について

(1) 償却資産の確認フロー図

提出書類などは、下の図に沿って確認し、**令和6年1月31日(水)までに提出ください。**

※正当な事由がなく期限内に申告書を提出しなかった場合は過料や延滞金が科される場合があります。



(2) 提出していただく書類

1. 必ず提出していただくもの

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書

2. 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ① 課税標準の特例がある資産を所有されている場合…事実を証明する書類
- ② 非課税の資産を所有されている場合…非課税適用申告書、定款、法人登記簿謄本、認可証の写し等

※地方税法第348条に規定する一定の要件を備える償却資産は、固定資産税が非課税になります。

- ③ 減免該当資産を所有されている場合…減免申請書、事実を証明する書類

3. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 償却資産を共有名義で所有している方（各々の持ち分に応じて、個々に申告されるのではなく、「代表者（外〇名）」という共有名義でご申告ください。）
- オ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- ※ 廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書等の提出先

天草市課税課・牛深支所市民生活課若しくは各支所のまちづくり推進課にご提出ください。

また、申告書を郵送で提出される場合には、宛先として使用していただける宛先を記載したラベルを裏表紙に印字してありますので、切り取ってご利用ください。

※申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。返信用封筒が同封されていない場合には、返信を行いませんので予めご了承ください。

(3) 申告書等の提出期限

令和6年1月31日（水）です。

- ※ 期限近くになりますと窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

(4) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 耐用年数を超過した資産で法定の減価償却が終わり、帳簿上残存価格が1円等で計上されている資産（固定資産税では原則として取得価額の5%まで減価されてからは所有される期間中同額のまま申告の対象となります）
- イ 簿外資産であるが現に事業の用に供している資産
- ウ 遊休、未稼働のものであるが事業の用に供することができる状態にある資産
- エ 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来ならば減価償却が可能な資産
- オ 大型特殊自動車
- カ 使用可能な期間が、1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

注：カ及びキについては、5ページ<少額の減価償却資産の取扱い>をご参照ください。

(5) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産(営業権、特許権、ソフトウェア等)
- ウ 生物(ただし、観賞用や興行用生物は申告対象です)
- エ 繰延資産(負担金、権利金、開業費、開発費など)
- オ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
- カ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

《小型特殊自動車について》

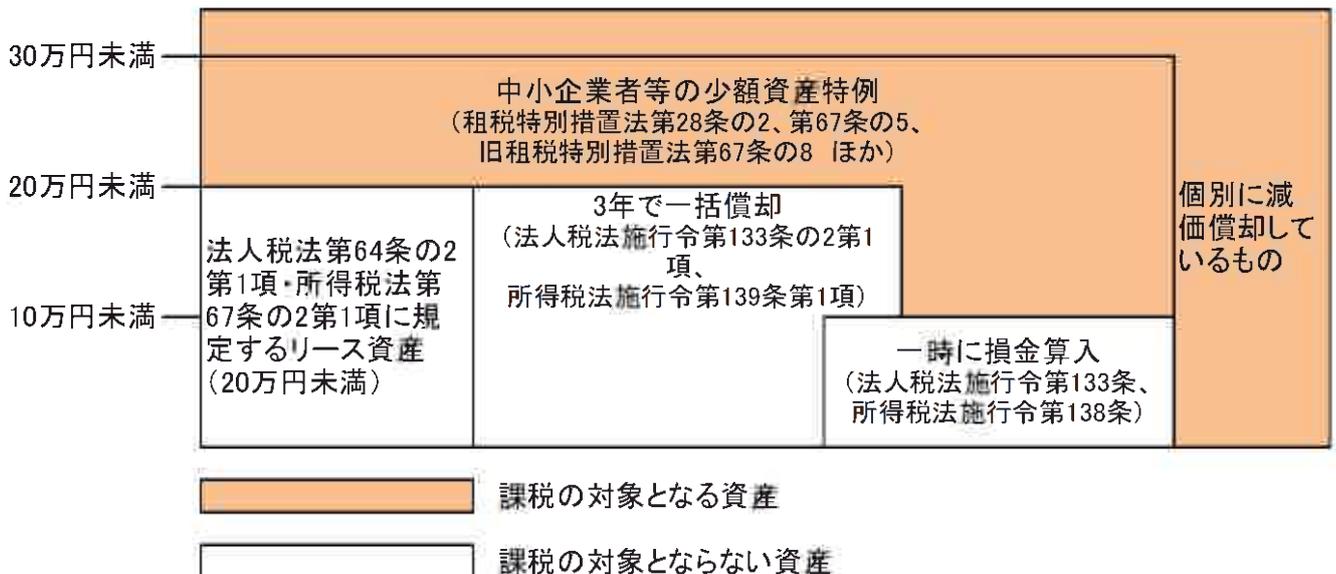
小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象となるため、償却資産としての申告は必要ありません。ただし、市役所課税課市民税係へ申請して、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。どのような車両が小型特殊自動車となるかは、次の表でご確認ください。

小型特殊自動車	●次に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの。	自動車の大きさ	
	シヨベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車)	長さ	4.70m以下
		幅	1.70m以下
		高さ	2.80m以下
●次に掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの。 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車			

《少額の減価償却資産の取扱いについて》

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記の①～②に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
 - ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- } 下の図をご参照ください。



ご注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び天草市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

4. 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2} \right)^*$ $= \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$

* 破線枠内の数値処理は、天草市の電算システムにおいては小数点以下第4位以下を切り捨てとなります。

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

- ・ 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928	46	0.049	0.975	0.951

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額(1,000円未満切り捨て)となります。
 課税標準の特例(14から15ページ参照)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。
 なお、**価格等の算出の結果、課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合には課税されません。**

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率(100分の1.4)} = \text{税額(100円未満切り捨て)}$$

<計算例(概算)>

計算例は以下のとおりです。
 なお、**実際の評価計算については、天草市で行いますので、算出する必要はありません。**

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率(r)	令和2年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和5年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1-0.142 × 1/2) = 2,508,300円 (令和6年度評価額)	
エアコン (壁掛型)	令和4年6月	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1-0.319 × 1/2) (取得価額) = 420,000円 (令和5年度評価額)	3,337,756円 (令和6年度評価額)
					420,000円 × (1-0.319) (前年度評価額) = 286,020円 (令和6年度評価額)	
看板 (ネオンサイン)	令和4年2月	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円 × (1-0.536 × 1/2) (取得価額) = 1,171,200円 (令和5年度評価額)	
					1,171,200円 × (1-0.536) (前年度評価額) = 543,436円 (令和6年度評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)をかけます。 3,337,000円 × 0.014 = 46,718円

※土地又は家屋を所有されている場合は、すべての課税標準額を合計して算出します。

100円未満を切り捨てます。 46,718円 → **46,700円(税額)**

5. 申告書等の記載方法について

<個人番号又は法人番号>

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有されている方は、記載不要です。

該当する方を○で囲んでください。不明な場合は、空欄でも構いません。

十六号様式

※提出される年月日を記入してください。 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印 **1** 令和6年11月9日 天草市長殿 **1** ~ **15** の内容を記入又は確認してください。印字してある内容に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、正しい内容を記入してください。

1 住所 (ふりがな) 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 電話 0969-23-1111	2 氏名 (ふりがな) ○○△△ 株式会社 代表取締役 ○○×× 屋号 ○○△△	3 個人番号又は法人番号	4 個人番号又は法人番号	5 事業種目 (貸本金等の額) 小売業	6 事業開始年月 平成 29 年 6 月	7 この申告に係る申告書の内容及び氏名	8 修理工事の総額	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
資産の種類	前年頭に取替したものの(イ)	前年中に減少したものの(ロ)	前年中に取替したものの(ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	(ニ)	(イ)+(ロ)+(ハ)	(ニ)	
1 構築物		4,500,000		4,500,000				
2 機械及び装置								
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具、器具及び備品	400,000	200,000	470,000	670,000				
7 合計	4,900,000	200,000	470,000	5,170,000				
資産の種類	評価額(イ)	決定価格(ロ)	課税標準額(ハ)					
1 構築物								
2 機械及び装置								
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具、器具及び備品								
7 合計								

天草市

6. 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業種	資産の名称
各業種共通	パソコン、コピー機、テレビ、ビデオ、ルームエアコン、机、椅子、応接セット、レジスター、看板、ネオンサイン、簡易間仕切り、（駐車場などの）舗装路面、駐車場設備、受変電設備、自動販売機など
農畜産業	選別機、消毒機、洗浄機、かくはん機、灌水設備、ビニールハウス、栽培用棚、歩行型田植え機、バインダー、管理機、運搬車など ※小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の対象となるものは除いてください。
漁業	漁船、船舶用エンジン、船外機、造粒機、いけすなど
小売業 飲食業	陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、電子秤、店舗用簡易装備、ミンチ機、カウンター、ガスレンジなどの厨房用品、製麺機、カラオケ機器、ステレオなど
建設業 木工業 鉄工業	ブルドーザー、ランマー、クレーン車などの大型特殊自動車、コンクリートカッター、旋盤、ボール盤、フライス盤、グラインダー、コンプレッサー、溶接機、ホイストクレーン、検査工具、治具など
自動車整備業 ガソリン販売業	塗装設備、洗車機、充電機、コンデンサー、オートリフト、オイルチェンジャー、地下タンク、ガソリン計量機、キャンピー（事務所に接していない独立型のみ対象）、消火器など
遊技場業	パチンコ台、島工事、監視カメラ、両替機、景品陳列棚など
製パン業 製菓業	オーブン、スライサー、あん練機、厨房設備、ビニール包装機など
ホテル業 旅館業	ベッド、製氷機、デジタル電話交換設備、洗濯設備など
医療業 薬品販売業	エックス線装置、画像診断装置、消毒殺菌用機器、手術機器、光学検査機器、歯科診察用ユニット、陳列ケース、薬品戸棚、待合室用ソファなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシンなど
不動産貸付業	駐車場舗装、外溝工事、屋外給水設備など

7. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

8. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

9. 個人番号・法人番号の記載について

(1) 申告書への記載方法

8ページの<個人番号又は法人番号>をご参照のうえ、ご記入ください。

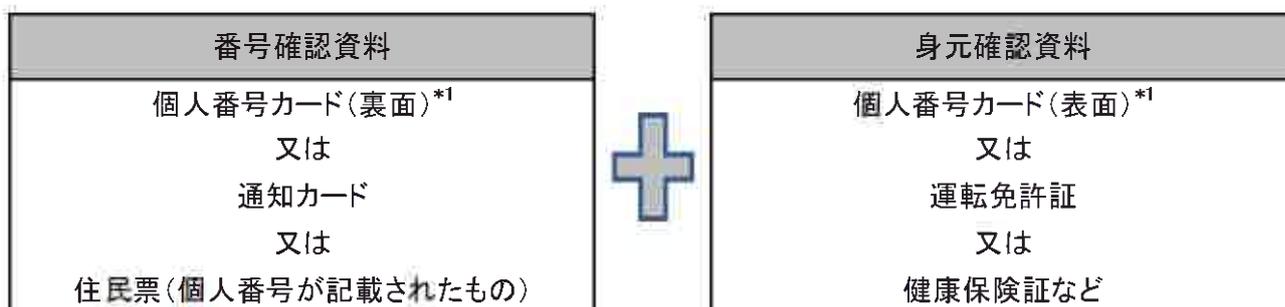
なお、個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

(2) 本人確認資料について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施いたします。ご提出の際は、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送にてご提出される場合は、資料の写し(コピー)を申告書に添付していただくようお願いいたします。

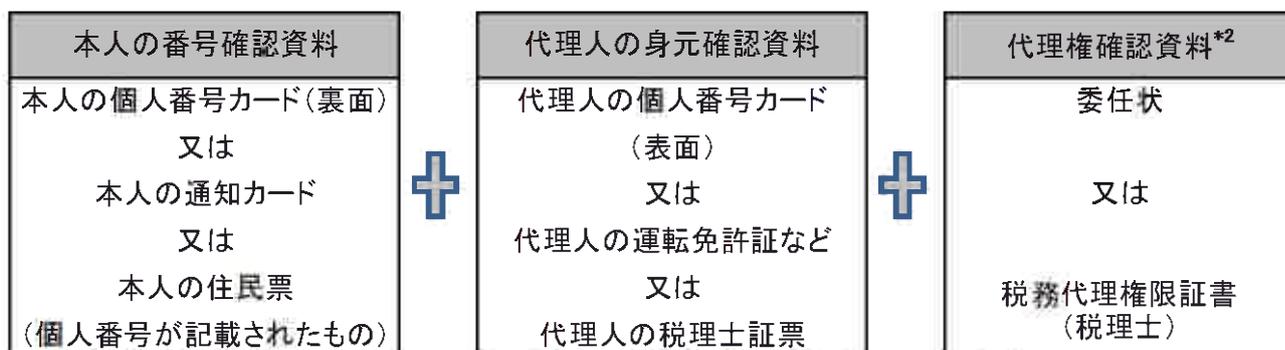
なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。また、電子申告にて申告データをご提出いただく場合も、本人確認資料の添付は不要です。

<本人が申告書を提出する場合(例)>



*1 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

<代理人が申告書を提出する場合(例)>



*2 代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

10. 法人税・所得税との比較について

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められません。	認められます。（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注2）	一時の損金算入が可能又は必要経費に算入するものとする （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、**圧縮前の取得価額としてください。**

（注2）法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注3）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

11. 耐用年数表について

例示

機械及び装置以外の資産の耐用年数表(抜粋)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
（家屋で課税される部分を除く。） 建築物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
		冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備		15
		その他のもの	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
			8
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
店用簡易装備		3	
可動間仕切	簡易なもの	3	
	その他のもの	15	
建築物	広告用のもの	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
その他の緑化施設及び庭園		20	
工具	測定・検査工具		5
	治具・取付工具		3
	切削工具		2
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務椅子及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		その他のもの	8
		応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		ベッド	
		陳列棚及び陳列ケース	
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8	
	その他の家具		
	接客業用のもの	5	
	その他のもの		
	主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8	
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー		
	その他の音響機器	5	
冷房用又は暖房用機器	6		
電気冷蔵庫・洗濯機その他のこれらに類する電気又はガス機器	6		
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	4		
カーテン、座ぶとん、寝具・畳前、その他これらに類する繊維製品	3		
じゅうたんその他の床用敷物			
小売業用、接客業用、放送用又は劇場用のもの	3		
その他のもの	6		
食事又は厨房用品			
陶磁器製又はガラス製のもの	2		
その他のもの	5		

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
器具及び備品	事務機器及び通信機器	電子計算機	
		パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	4
		その他のもの	5
		コピー機、計算機(電子計算機を除く。)、レジスター、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		その他の事務機器	5
		ファクシミリ	5
		インターホーン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器	
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
	看板及び広告器具	看板、ネオンサイン	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの	
	金庫	主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
理容又は美容機器	手さげ金庫	5	
	その他のもの	20	
		理容又は美容機器	5

機械及び装置の耐用年数表(抜粋)

業種別	設備の種類	耐用年数
食料品製造業	食肉用又は食鳥処理加工設備、パン又は菓子類製造設備、その他食料品製造業用設備	10
農業	内燃機関、ボイラー及びポンプ	
	歩行型トラクター	
	耕うん整地用機具	
	穀類収穫調製用機具	
	刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。)、稲わら収集機(自走式のものを除く。)&びわら処理カッター、その他のもの	
	飼料作物収穫調製用機具	
	モア、フォレージャーベスター(自走式のものを除く。)、ヘーベラー(自走式のものを除く。)、ヘープレス、ヘーローダー、飼料細断機 その他のもの	7
	家畜飼養管理用機具	
	自動給乳機、自動給水機、搾乳機、育成機、ケージ、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機 その他のもの	
	運輸用機具	
その他の機具		
漁業	魚ろう用設備	5
水産養殖業	水産物養殖設備	
	竹製のもの、その他のもの	5
その他	個人事業用太陽光発電システム	17
	上水道又は下水道業用設備	18
	道路貨物運送業用設備	12
	倉庫業用設備	12
	飲食料品小売業用設備	9
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	宿泊業用設備	10
	飲食店業用設備	8
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
	自動車整備業用設備	15
	機械式駐車設備	10

12. 課税標準の特例について

抜粋

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。（下表参照）

根拠規定		特例対象資産	関係法令等	特例率	適用期限	添付書類
条	項号					
法第三四九条の三	第2項	ガス導管事業用資産	ガス事業法第2条第6項及び同条第5項 施行令第52条の2 一般ガス導管事業者	最初の5年間 1/3	-	-
				次の5年間 2/3		
	第5項	内航船舶	施行規則第11条の3	1/2	-	-
	第27項	家庭的保育事業用資産	児童福祉法第6条の3第9項及び第34条の15第2項	1/2 (注1)	-	・許可の写し ・事業者の定款等
第28項	居宅訪問型保育事業用資産	児童福祉法第6条の3第11項及び第34条の15第2項	1/2 (注1)	-	・許可の写し ・事業者の定款等	
法附則第十五条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項	1/2 (注1)	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得のもの	特定施設設置 (使用、変更)届出書の写し
	第2項第5号	下水道除害施設	下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項	4/5 (注1)		除害施設新設等届出書の写し
	第25項第1号イ	太陽光発電設備 (支援事業費に係る補助を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	1,000kw未満 最初の3年間 2/3 (注1)	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得のもの	・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し ・再生可能エネルギー発電設備を取得した日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類(竣工検査日を確認できる書類等)等
	第25項第2号イ	太陽光発電設備 (支援事業費に係る補助を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	1,000kw以上 最初の3年間 3/4 (注1)		
	第25項第2号ロ	風力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	20kw未満 最初の3年間 3/4 (注1)		
	第25項第1号ロ	風力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	20kw以上 最初の3年間 2/3 (注1)		
	第25項第3号イ	水力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	5,000kw未満 最初の3年間 1/2 (注1)		
	第25項第2号ハ	水力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	5,000kw以上 最初の3年間 3/4 (注1)		
第25項第3号ロ	風力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	20kw未満 最初の3年間 3/4 (注1)	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得のもの		
第25項第3号ハ	水力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	5,000kw未満 最初の3年間 1/2 (注1)	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得のもの	・再生可能エネルギー発電認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し	

根拠規定		特例対象資産	関係法令等	特例率	適用期限	添付書類
条	項 号					
法附則第十五条	第25項 第1号ハ	地熱発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	1,000kw未満 最初の3年間 2/3 (注1)	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得のもの	・再生可能エネルギー発電認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し
	第25項 第3号ロ	地熱発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	1,000kw以上 最初の3年間 1/2 (注1)		
	第25項 第1号ニ	バイオマス発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	10,000kw以上 20,000kw未満 最初の3年間 2/3 (注1)	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得のもの	・再生可能エネルギー発電認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し
	第25項 第3号ハ	バイオマス発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項	10,000kw未満 最初の3年間 1/2 (注1)		
	第32項	特定事業所内保育施設 (政令に定める補助を受けたものに限る)	児童福祉法第6条の3第1項及び第59条の2第1項	最初の5年間 1/2 (注1)	平成29年4月1日から令和6年3月31日までに取得のもの	・許認可の写し ・事業者の定款等 ・仕事・子育て両立支援事業に係る補助金関係書類の写し
	第45項	先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	中小企業等経営強化法	最初の3年間1/2 さらに、賃上げ方針を計画に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期限に限り、課税標準額を1/3とする。 ・令和6年3月31日までに取得した設備:5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備:4年間	令和7年3月31日までに取得のもの	・先端設備等導入計画の申請書の写し ・先端設備等導入計画の認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し
旧法附則第64条	先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	中小企業等経営強化法	最初の3年間 0 (注1)	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得のもの	・先端設備等導入計画の申請書の写し ・先端設備等導入計画の認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し	

(注) 「法」・・・地方税法、「施行令」・・・地方税法施行令、「施行規則」・・・地方税法施行規則

(注1) 地方自治体が特例率を条例で定めることが出来る仕組み「わがまち特例」が導入されています。

13. 申告書の提出先について

(1) 郵送の場合

郵便番号	住所	送付先	電話番号
863-8631	熊本県天草市東浜町8番1号	市民生活部課税課固定資産税係 償却資産担当	0969-32-6050

(2) 窓口提出の場合

施設名	所管部署	郵便番号	所在地	電話番号
天草市役所本庁舎(1階13番窓口)	課税課	863-8631	熊本県天草市東浜町8番1号	0969-32-6050

課税課の所在地



牛深支所	市民生活課	863-1992	天草市牛深町2286-103	0969-73-2111
有明支所	まちづくり推進課	861-7292	天草市有明町赤崎3383	0969-53-1111
御所浦支所	まちづくり推進課	866-0325	天草市御所浦町御所浦3527	0969-67-2111
倉岳支所	まちづくり推進課	861-6402	天草市倉岳町棚底1919	0969-64-3111
栖本支所	まちづくり推進課	861-6395	天草市栖本町馬場179	0969-66-3111
新和支所	まちづくり推進課	863-0101	天草市新和町小宮地669-1	0969-46-2111
五和支所	まちづくり推進課	863-2292	天草市五和町御領2943	0969-32-1111
天草支所	まちづくり推進課	863-2804	天草市天草町高浜南488-1	0969-42-1111
河浦支所	まちづくり推進課	863-1202	天草市河浦町河浦5253	0969-76-1111

14.【記入例】償却資産申告に伴う確認リスト

発送No.

天草市市民生活部課税課固定資産税係

所有者コード	9999999	所有者名	〇〇会社 (敬称略)
--------	---------	------	------------

記入例

償却資産申告に伴う確認リスト

※償却資産の申告をされる際、必要に応じてご活用下さい。種類別明細書のなかで下記の確認リストに該当する資産が含まれていた場合には、償却申告書類と一緒に本リストをご提出頂きますようお願いいたします。

【償却資産申告書について】

- 提出年月日 ・ ・ 提出年月日を記載されているか、ご確認下さい。
- 変更がある場合 ・ ・ 所有者の変更 → 氏名欄に赤で見え消し後、下段に変更後のお名前をご記入下さい。
- 住所の変更 → 住所に赤で見え消し後、下段に変更後の住所をご記入下さい。
- 電話番号の変更 → 電話番号に赤で見え消し後、下段に変更後の電話番号をご記入下さい。

【種類別明細書または白紙の種類別明細書について】

●新規取得された資産がある場合 ※耐用年数が不明の場合、未記入で構いません。(未記入の場合、法定耐用年数にて処理します。)

- No.1 倉庫や小屋といった建物に関する資産を新規申告される場合、以下にご記入ください。
 - ① (基礎工事 有 ・ 無)
 - ② (壁 有 (3 面) ・ 無)
 - ③ (所在地 天草市 東浜 町 8-1)
- No.2 エアコン等の空調設備を新規申告される場合、以下にご記入ください。
 - ① エアコン等の種別 (ビルトイン 壁掛型 ・ 吊下型 ・ 据置型)
 - ② ビルトインの場合、以下の内容について、ご記入をお願いします。
 - Ⅰ (自己所有建物 ・ 借の建物)
 - Ⅱ (所在地 天草市 東浜 町 8-1)
- No.3 太陽光発電設備を新規申告される場合、以下にご記入ください。
 - ① 発電設備の設置場所 (天草市 東浜 町 8-1)
 - ② 連系工事代金の有無 (取得価格に連系工事代金を含んでいる ・ 取得価格に連系工事代金を含んでいない)
 - ③ (連系工事代金 190,000 円) → 連系工事代を証明する書類の写しをご提出ください。
 - ④ 太陽光発電設備取得に伴い、舗装や架台・フェンスの設置をされた場合は舗装・架台・フェンスの取得についても申告対象となります。
- No.4 トラクター・コンバイン・田植え機(乗用型)は、軽自動車税に該当しますので軽自動車の登録申請をお願いします。
- No.5 ◆◆システムや◆◆ソフトといった資産を新規申告される場合、以下にご記入ください。
 - ① 資産の種別 (有形資産 ・ 無形資産) ※無形資産は償却資産の申告対象外となりますので、ご注意ください。
 - ② 資産の取得額が有形資産+無形資産の合計額となっている場合
 - (有形資産名称: パソコン 、取得価格 150,000 円)
 - (無形資産名称: 会計ソフト 、取得価格 100,000 円)
- No.6 電話設備を新規申告される場合、以下にご記入ください。
 - ① 資産の内容 (配線工事代を含む ・ 配線工事代を含まない)
 - ② 配線工事代金を含む取得価格となっている場合
 - Ⅰ (電話機本体価格: 80,000 円 、配線工事代 130,000 円)
 - Ⅱ (所在地 天草市 東浜 町 8-1)

●廃棄された資産がある場合

- No.7 全部廃棄 ・ ・ 資産名称から取得価格まで赤で見え消しのうえ、摘要欄に廃棄年月の記載をお願いします。
- No.8 一部廃棄 ・ ・ 数量と取得価格に赤で見え消し後、残っている数量と残存の取得価格を下段にご記入ください。
また、摘要欄に廃棄年月の記載をお願いします。

このラベルを切り取って、申告書
送付の際の宛名として封筒に貼り
付けて、ご利用ください。



〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

天草市役所

市民生活部課税課固定資産税係

償却資産担当 行

(提出前に次の確認をお願いします。)

チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか。
※印字内容に変更がある場合は、朱線2本で抹消し正しい内容を記入
- 申告書の提出年月日を記入されていますか。
※償却資産申告書左上に記入